

要配慮者利用施設の範囲

【要配慮者利用施設の範囲】

水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地する高齢者や障害者、幼児等が利用する施設のうち、次の用途のものとする。

区分	施設種別
高齢者施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、介護サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、生活支援ハウス、地域共生ステーション、老人福祉センター、老人憩の家
障害児・障害者施設	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、障害者支援施設、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設
児童福祉施設等	放課後児童健全育成施設、児童厚生施設、病児保育施設、児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所、乳児院、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、一時預かり事業所 など
医療施設	病院、診療所、助産所 ※有床施設のみとする。
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校